



不法投棄は犯罪です!!

不法投棄を発見したら・・・

【連絡先】

- 産業廃棄物の不法投棄

＜東京23区・島しょ＞東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

＜多摩地域(八王子市を除く)＞東京都多摩環境事務所廃棄物対策課

＜八王子市＞八王子市資源循環部廃棄物対策課

- 一般廃棄物の不法投棄

各区市町村の廃棄物・清掃部局

(詳細は裏面を参照してください。)



不法投棄は犯罪です!!

- ◆不法投棄を行った者は、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**、又はこれらが併科されます。
- ◆行為者のほか、**法人にも3億円以下の罰金**が科せられます。
- ◆不法投棄は、**未遂の場合でも罰せられます**。

不法投棄を発見したら・・・

～不法投棄を発見した場合は、次までご連絡ください～

・産業廃棄物の不法投棄

⇒ <東京23区・島しょ> 東京都環境局
資源循環推進部 産業廃棄物対策課
不法投棄対策係 (03-5388-3446)

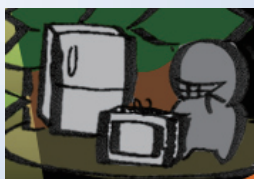
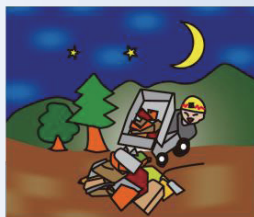
⇒ <多摩地域(八王子市を除く)>
東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課
規制指導係 (042-528-2694)

⇒ <八王子市>八王子市 資源循環部
廃棄物対策課 (042-620-7458)

・一般廃棄物の不法投棄

(各家庭から出る廃棄物など)

⇒ 各区市町村の廃棄物・清掃部局



【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(清潔の保持等)

第5条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

(1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

(2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

(3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(14) 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

2 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。

廃棄物は適正に処理してください

産業廃棄物の処理をするときは

排出事業者自ら処理をすることが原則です。(排出事業者責任)
処理を委託する際は、次のことを遵守してください。

①委託契約

必ず収集運搬業と処分業の許可業者と書面により契約すること

②マニフェスト

産廃を処理業者に引き渡す際には、マニフェストを交付すること

一般廃棄物の処理をするときは

区市町村の指定する方法で、可燃、不燃、粗大、資源ごみ等に分別して指定場所へ出してください。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電4品目)を廃棄するときは

家電販売店に引き取りを依頼するか、リサイクル券を購入して指定引取場所へ持ち込んでください。

違法な不用品回収業者は利用しないでください

①高額請求のおそれ

無料又は格安で回収すると広告している業者に不用品の引き取りを依頼したら、思いがけない高額な料金を請求されることがあります。

②環境汚染につながるおそれ

回収した廃家電が不法投棄される、不適正に分解・破壊される、海外へ不正輸出されることがあり、環境汚染が懸念されています。

※家庭から出る廃棄物を運搬するには**区市町村の許可が必要です**。



東京都は、関東甲信越・福島・静岡地区の自治体とともに「**産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム)**」を構成し、不法投棄撲滅に取り組んでいます。